

アドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、「アドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道実行委員会」(以下「実行委員会」という。)と称し、英文名称を「ATWS Hokkaido Executive Committee」とする。

(目的)

第2条 実行委員会は、アドベンチャートラベルが北海道に定着し、発展するよう、ATTA(アドベンチャートラベル・トレードアソシエーション)が北海道で開催するアドベンチャートラベル・ワールドサミット(以下「ATWS」という。)を官民一体となって成功させ、開催地として必要な準備及び支援を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) ATWSの開催に係る会場等の準備に関すること。
- (2) ATWSの開催に係る運営等の支援及び協力並びに参加者の受入れに関すること。
- (3) ATWSに関連する広報及び啓発に関すること。
- (4) ATWSに関連する事業の企画及び実施に関すること。
- (5) 関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 実行委員会は、別表1の委員(以下「委員」という。)をもって組織する。

(役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 筆頭副会長 1名
- (3) 副会長 7名
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、北海道知事をもって充てる。

- 2 筆頭副会長は、公益社団法人北海道観光振興機構会長をもって充てる。
- 3 副会長は、札幌市長、釧路市長、帯広市長、稚内市長、旭川市長、国土交通省北海道運輸局長及び経済産業省北海道経済産業局長をもって充てる。
- 4 監事は、北海道経済連合会会長及び北海道経済同友会代表幹事をもって充てる。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 筆頭副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。
- 3 副会長は、会長の職務を補佐する。
- 4 監事は、実行委員会の業務及び会計を監査する。

(顧問)

第8条 実行委員会に、顧問を置く。

- 2 顧問は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 顧問は、実行委員会の運営に関し、必要に応じ、意見を述べるものとする。

(役員等の任期)

第9条 役員及び顧問の任期は、実行委員会の設立の日から解散の日までとする。

(会議の設置)

第10条 実行委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 幹事会

(総会)

第11条 総会は、全ての委員をもって組織する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長があらかじめ指名した委員がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。
 - (1) 実行委員会の規約の制定及び改正に関すること。
 - (2) 事業計画及び予算に関すること。
 - (3) 事業報告及び決算に関すること。
 - (4) 幹事会に委任する事項に関すること。
 - (5) 実行委員会の解散に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会の運営に係る重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
- 6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 7 やむを得ない理由により総会に出席することができない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
- 8 前項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。
- 9 第5項から前項までの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、会長

は、第4項各号に掲げる事項について書面により委員の意見を徴することができる。この場合において、全ての委員（会長を除く。）の2分の1以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって総会の決議があったものとみなす。

- (1) 緊急を要する場合であって、総会を招集する時間的余裕がないと認められるとき。
 - (2) 災害の発生、感染症のまん延等より総会を招集することが困難と認められるとき。
- 10 会長は、必要に応じ、総会に委員以外の者に出席させ、意見を求めることができる。

(幹事会)

第12条 幹事会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (2) 総会から委任された事項に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項（前条第4項各号に掲げる事項を除く。）に関すること。

2 幹事会は、別表3の幹事（以下「幹事」という。）をもって構成する。

3 幹事長は、北海道経済部観光局アドベンチャートラベル担当局長をもって充て、幹事会の会務を総理する。

4 幹事会は、幹事長が招集する。

5 幹事会は、幹事の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

6 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、幹事長の決するところによる。

7 やむを得ない理由により幹事会に出席することができない幹事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

8 前項の規定により議決権を行使した者は、幹事会に出席したものとみなす。

9 第5項から前項までの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、幹事長は、第1項各号に掲げる事項について書面により幹事の意見を徴することができる。この場合において、全ての幹事（幹事長を除く。）の2分の1以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって幹事会の決議があったものとみなす。

- (1) 緊急を要する場合であって、幹事会を招集する時間的余裕がないと認められるとき。
- (2) 災害の発生、感染症のまん延等より幹事会を招集することが困難と認められるとき。

10 幹事会は、必要に応じ、幹事会に幹事以外の者に出席させ、意見を求めることができる。

(専決処分)

第13条 会長は、緊急を要するため、第11条第2項の規定による総会の招集及び同条第9項の規定による表決をする時間的余裕がないときは、その議決すべき事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次回開催する総会において報告し、その承認を得なければならない。

(経費)

第14条 実行委員会の経費は、負担金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日（初年度にあつては、実行委員会の設立の日）に始まり、翌年3月31日に終了する。ただし、第17条の規定により事業が終了したときは、この限りでない。

(事務局)

第16条 実行委員会の事務を処理するため、北海道経済部観光局に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業の終了)

第17条 実行委員会の事業は、第3条各号に掲げる業務が終了した年度の決算について第11条第4項の規定による総会の議決を受けたときに終了する。

(剰余金等の処理)

第18条 実行委員会は、前条に規定する決算（以下「決算」という。）において剰余金が発生した場合には、総会の議決を経てこれを処分しなければならない。

2 実行委員会は、決算において欠損金が発生する見込みとなった場合には、総会の議決を経てこれを処理しなければならない。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和2年（2020年）4月17日から施行する。

附 則（令和3年（2021年）9月6日改正）

この規約は、令和3年（2021年）9月6日から施行する。

附 則（令和4年（2022年）5月24日改正）

この規約は、令和4年（2022年）5月24日から施行する。

附 則（令和4年（2022年）9月20日改正）

この規約は、令和4年（2022年）9月20日から施行する。

附 則（令和4年（2022年）11月15日改正）

この規約は、令和4年（2022年）11月15日から施行する。

附 則（令和5年（2023年）6月6日改正）

この規約は、令和5年（2023年）6月6日から施行する。

(別表1)

○委員

所 属	職 名	備 考
北海道	知事	会長
公益社団法人北海道観光振興機構	会長	筆頭副会長
札幌市	市長	副会長
釧路市	市長	副会長
帯広市	市長	副会長
稚内市	市長	副会長
旭川市	市長	副会長
国土交通省北海道運輸局	局長	副会長
経済産業省北海道経済産業局	局長	副会長
北海道経済連合会	会長	監事
北海道経済同友会	代表幹事	監事
一般社団法人北海道商工会議所連合会	会頭	
北海道商工会連合会	会長	
北海道アドベンチャートラベル協議会	会長	
一般社団法人北海道体験観光推進協議会	代表理事	
日本航空株式会社	執行役員 北海道支社長	
全日本空輸株式会社	札幌支店・支店長	
株式会社AIRDO	代表取締役社長	
北海道エアポート株式会社	代表取締役社長	
北海道旅客鉄道株式会社	代表取締役社長	
一般社団法人北海道バス協会	会長	
一般社団法人日本旅行業協会	北海道支部長	
一般社団法人全国旅行業協会	北海道支部長	

(別表2)

○顧問

所 属	職 名	備 考
観光庁	長官	
独立行政法人国際観光振興機構(JNTO)	理事長	
国土交通省北海道開発局	局長	
環境省北海道地方環境事務所	所長	
林野庁北海道森林管理局	局長	
国土交通省東京航空局	局長	

(別表3)

○幹事

所 属	職 名	備考
北海道	経済部観光局アドベンチャー トラベル担当局長	幹事長
公益社団法人北海道観光振興機構	事務局長	
札幌市	経済観光局観光・MICE 推進部観 光地域づくり担当部長	
釧路市	産業振興部観光振興担当部長	
帯広市	経済部観光交流室長	
稚内市	建設産業部長	
旭川市	観光スポーツ交流部長	
国土交通省北海道運輸局	観光部長	
経済産業省北海道経済産業局	総務企画部長	
北海道経済連合会	常務理事	
北海道経済同友会	専務理事事務局長	
一般社団法人北海道商工会議所連合会	常務理事	
北海道商工会連合会	専務理事	
北海道アドベンチャートラベル協議会	会長	
一般社団法人北海道体験観光推進協議会	専務理事	
日本航空株式会社	北海道支社事業部部長	
全日本空輸株式会社	札幌支店・支店長	
株式会社AIRDO	営業部長	
北海道エアポート株式会社	営業開発本部観光開発部部長	
北海道旅客鉄道株式会社	営業部インバウンドグループ 課長	
一般社団法人北海道バス協会	常務理事	
一般社団法人日本旅行業協会	北海道事務局事務局長	
一般社団法人全国旅行業協会	北海道支部事務局長	